

〔事案 30-60〕 転換契約無効請求

・平成 30 年 10 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

転換時の募集人の説明が不十分であり、満期保険金が支払われるものと誤信して契約転換したことを理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 6 年 2 月に契約した養老保険を、平成 23 年 12 月に終身保険に転換した。しかし、以下の理由により、転換を無効として転換前契約に戻してほしい。

- (1) 転換前契約の保険種類が維持されたまま医療特約だけが見直されるものと思い、全く別の種類になることを理解せずに、募集人に促されるまま転換に応じてしまった。保険会社は、転換前契約に付された医療特約の見直しをするために本転換を勧めた旨主張するが、それだけの理由ならわざわざ転換する必要はないはずである。
- (2) 満期保険金がなくなるとは聞いていない一方、転換後契約に解約返戻金があるとも聞いておらず、ましてや解約返戻金の金額など説明を受けていない。満期保険金が楽しみで転換前契約を続けていることを、募集人に対して伝えていた。
- (3) 提案書は転換後契約についてのものだけだったので、契約内容を比べて検討することができなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、転換前契約の主契約が満期を迎える時点で医療特約も消滅することから、主契約を終身保険に変更し、医療保障を継続させること等について勧めたものである。
- (2) 転換比較表や解約返戻金例表等が記載された提案書を用いて適切に説明したので、申立人は、養老保険が終身保険に転換されることや満期保険金がなくなることについて知っていたはずである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、全く別の保険種類になることを理解せず、満期保険金がなくなること等を知らず、契約内容を比べて検討することができなかったとは認められず、申立人が満期保険金が楽しみで転換前契約を続けていると募集人に伝えていたとは認められず、募集人が本転換を勧めたことも不合理とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。